情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第１章～第５章　略］	［第１章～第５章　同左］
第６章　捜索・差押え等	第６章　捜索・差押え等
［第１節・第２節　略］	［第１節・第２節　同左］
第３節　差押え及び電磁的記録提供命令（第151条―第154条の３）	第３節　差押え及び記録命令付差押え（第151条―第154条の２）
第４節　［略］	第４節　［同左］
［第７章～第19章　略］	［第７章～第19章　同左］
附則	附則
（捜査主任官）	（捜査主任官）
第20条　［略］	**第20条**　［同左］
２　捜査主任官は、第16条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。	２　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　押収物及びその換価代金並びに提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。	⑵　押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
［⑶～⑻　略］	［⑶～⑻　同左］
［３・４　略］	［３・４　同左］
（共助の依頼）	（共助の依頼）
第28条　捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し又は取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。）その他の証拠物の手配、押収（電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の２第１項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第１号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。第126条第５項及び第236条において同じ。）、捜索又は検証、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、参考人の呼出し又は取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。	**第28条**　捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。
［２・３　略］	［２・３　同左］